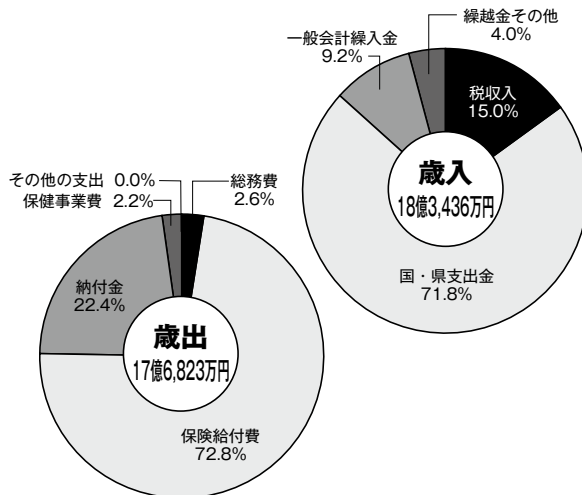


# 令和4年度 八頭町国民健康保険決算報告

令和4年度国民健康保険特別会計の決算状況を報告します。八頭町全体では、歳入総額18億3,436万542円、歳出総額17億6,822万9,131円で6,613万1,411円の黒字となりました。令和3年度比で歳入額は5,143万2,414円(2.9%増)の増、歳出額は5,799万1,867円(3.4%増)の増となっています。

<b>歳入</b>	歳入の主なものは、国保税2億7,464万9千円(全体の15.0%、3年度比2,451万3千円減、8.2%減)、県・国の支出金13億1,788万7千円(全体の71.8%、3年度比3,892万8千円増、3.0%増)となっています。
<b>歳出</b>	歳出の主なものは、保険給付費12億8,718万7千円(全体の72.8%、3年度比5,481万5千円増、4.4%増)鳥取県に納付する保険事業費納付金は3億9,645万円(全体の22.4%、3年度比0.9%増)でした。
<b>国保税</b>	令和4年度の八頭町国保税の現年分調定額は、一般分では2億7,225万4千円(医療分1億8,061万5千円、後期支援分7,291万円、介護分1,872万9千円)で3年度比2,327万4千円減、7.9%減となりました。国保税の現年分徴収率は、八頭町全体で97.15%(0.27ポイント減)でした。



## 一人当たり・1世帯あたりの保険料の状況 (単位:円)

区分	令和4年度
医療分	一人当たり 一般被保険者 51,064
	世帯当たり 一般被保険者 80,166
後期支援分	一人当たり 一般被保険者 20,613
	世帯当たり 一般被保険者 32,361
介護分	一人当たり 一般被保険者 20,226

## 医療給付費等負担額の状況 (単位:千円)

区分	令和4年度
一般被保険者	療養給付費 1,098,217
	療養費 6,651
	高額療養費 174,490
退職被保険者	療養給付費 0
	療養費 0
	高額療養費 0
出産育児諸費	2,956
葬祭費	1,020
傷病手当金	111
計	1,283,445

(単位:円)	
1世帯当たりの保険者負担額	569,660
一人当たりの保険者負担額	362,863
年間一人当たりの費用額(一般)	421,339
年間一人当たりの費用額(退職)	0

## 国保の被保険者数と世帯数 (令和5年3月末)

被保険者数	3,447
被保険者世帯	2,223

## 医療費の推移

一人当たり医療費(費用額)は362,863円で、令和3年度より21,801円高くなりました。退職被保険者は0人でした。

## 用語の説明

対象者・一般被保険者 退職被保険者以外の75歳未満の被保険者

退職被保険者 厚生年金等の加入期間が240月以上の被保険者とその扶養者

療養費 柔道整復、針、灸、マッサージ、補装具等

療養給付費 医療費(食事代含む)、調剤費、歯科診療費

高額療養費 1カ月の医療費が一定以上になったときに世帯主に支給される給付費。療養の給付について保険者が負担する療養給付費、療養費、高額療養費、および出産育児一時金、その他保険給付に係る支出金の合計

保険税(医療分) 国保事業に要する費用に充てるための徴収金のうち、医療給付納付金、保健事業費等に充てられるもの

保険税(後期高齢者支援分) 国保事業に要する費用に充てるための徴収金のうち、後期高齢者納付金に充てられるもの

保険税(介護分) 国保事業に要する費用に充てるための徴収金のうち、介護納付金に充てられるもの。

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

費用額 医療費の総額

## 犬や猫の飼い方・マナーについて

人と犬・猫が共に仲良く暮らすには、飼い主が責任を持ち、しっかりしたしつけとご近所から理解を得られるような気配りが大切です。

ルールやマナーを守って、他人に迷惑をかけるないように飼いましょう。

### ■ ふんの後始末は必ず！

散歩中にふんをしたときは、必ず家に持ち帰って処理してください。また、他人の土地などは避けるようにしてください。

### ■ 犬の放し飼いは絶対禁止！

県の条例では、飼い犬は固定した物に綱または鎖で確実につなぎとめるか、柵またはおり等の囲いの中で飼育することが義務付けられています。散歩させる場合は、飼い犬を確実にコントロールできるように必ずリード等を装着してください。

### ■ 野良犬・野良猫に餌を与えないで！

野良犬や野良猫に餌を与えるとその周辺で繁殖し、近隣の皆さんに大変迷惑をかけることになります。

### ■ 小さな命、大切に！

捨て犬や捨て猫の動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。子犬や子猫が生まれて困らないよう「不妊去勢手術」をおすすめします。

野良猫の不妊去勢手術については、助成制度がありますので、詳しくは町民課にお問い合わせください。



問い合わせ 町民課 ☎76-0205

## 「医療費のお知らせ」は大切に保管を！

八頭町国民健康保険に加入されている方に対して、医療機関などで受診された際に要した医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。この通知は確定申告の医療費控除を受ける際の添付書類として使用することができますので、大切に保管しておきましょう。

## 野焼きは禁止

野外でごみなどの物を燃やすことは、一部の例外を除き法律で禁止（5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金）されています。

## 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者<sup>\*</sup>が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度があります。早めの届け出をおすすめします。

<sup>\*</sup>20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の方



### 免除制度の内容

- 保険料免除期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 産前産後期間の保険料を前納している場合は、対象期間の保険料が還付されます。

<sup>\*</sup>すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届け出ができます。

### 免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（産前産後期間）の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

<sup>\*</sup>出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含む）

届出期間 出産予定日の6カ月前から

届出先 町民課、船岡住民課、八東住民課

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311

## 八頭町国保高額療養費制度をご存じですか？

八頭町国民健康保険には、同じ月内に自己負担限度額以上の医療費を支払った場合、その超えた分を高額療養費として支給する制度があります。

**高額療養費の支給対象となった場合、約2カ月後に世帯主宛てに申請書を送付します**ので、町民課または船岡・八東住民課で申請してください。

なお、申請時には対象医療機関の領収書が必要となりますので大切に保管をお願いします。

<sup>\*</sup>自己負担限度額は、世帯所得や年齢によって被保険者毎に異なります。

<sup>\*</sup>医療機関からの診療情報が遅れる等の理由で、申請書の送付が遅れる場合があります。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205